

## 地域医療を支える医療人材の定着を求める意見書

我が国の医療体制が抱える構造的な課題として、地域によって医師数に大きな偏りが生じる、いわゆる医師の地域偏在があり、必要な医療が適切に提供されない状況が生じている。当県においても、都市部の医療機関には医師が集中する一方で、東日本大震災及び原発事故の被災地域や中山間地域では深刻な医師不足に陥っており、地域ごとの医師の過不足を数値化した医師偏在指標では、令和6年1月時点で全国4番目の低さとなっており、厳しい状況にある。

医師の偏在是正に向けた対策は、感染症対応や働き方改革などを踏まえた医療需要を的確に見極め、国と地方が連携して取り組むことが重要である。また、地域の実情を十分に理解した上で進めるべき重要な政策課題である。

よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地域医療を担う医師の養成・確保を推進するため、既設医学部の入学定員の増員及び地域枠の拡充を図ること。
- 2 医師の高齢化や被災地域の特殊事情、中山間地域の地理的条件等を十分に反映した医師偏在指標となるよう見直しを行うこと。
- 3 相双地域などの被災地や南会津地域などのへき地に対する医師派遣の充実・強化を図るとともに、診療所の承継や開業に対する支援を強化すること。
- 4 地方の病院における医師確保を図るため、医師の働き方改革に対応した人員体制の確保及び財政支援等の必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
文部科学大臣  
宛て

福島県議会議長 矢吹貢一